

# 判例六法 令和八年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和七年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることはできなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和八年四月二日から令和九年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和九年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和七年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和八・五・二四までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和七年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〔内容現在〕 令和七年一〇月一日

〔掲載内容〕 判例六法令和八年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〔施行期日の範囲〕 令和八年四月二日から令和九年三月三十一日まで（令和九年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

# 目次

## 公 法

- 国会法昭和二三法七九……………三
- 公職選挙法昭和二三法五九……………三
- 裁判所法昭和二三法五九……………三
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成一六法六三)……………三
- 内閣法(昭和二三法五)……………四
- 国家公務員法昭和二三法二〇……………四
- 地方自治法昭和二三法六七……………五
- 行政手続法(平成五法八八)……………五
- 行政不服審査法平成二六法六八……………六
- 行政事件訴訟法昭和三七法二三九……………六
- 警察官職務執行法昭和二三法二六六……………六
- 民法明治二九法八九……………七
- 不動産登記法平成六法二三三……………七
- 借地借家法平成三三法九……………八
- 戸籍法昭和二三法二四……………八
- 会社法平成一七法八六……………八
- 社債、株式等の振替に関する法律(平成一三法七五)……………八
- 金融商品取引法昭和二三法二五……………九
- 商業登記法(昭和三八法二五)……………一二
- 民事訴訟法平成八法二〇九……………一二
- 民事訴訟費用等に関する法律昭和四六

## 刑 事 法

- 法四〇)……………一八
- 民事訴訟規則(平成八最高裁規五)……………一九
- 人事訴訟法平成一五法一〇九……………二五
- 非訟事件手続法平成三三法五二……………二六
- 家事事件手続法(平成三三法五二)……………二六
- 民事調停法昭和二六法二二二……………二七
- 民事執行法昭和五四法四……………二七
- 民事保全法(平成一九法九)……………二九
- 破産法平成一六法七五……………二九
- 民事再生法平成二二法三五……………二九
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成一三法一三六)……………三〇
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五法六七)……………三〇
- 刑事訴訟法(昭和二三法一三)……………三一
- 檢察審査会法(昭和二三法一四七)……………四三
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成一三法一三七)……………四四
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成二二法七五)……………四五
- 少年法(昭和二三法一六八)……………四五
- 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成一七法五〇)……………四六
- 更生保護法(平成一九法八八)……………四六
- 雇用の分野における男女の均等な機会

## 社 会 法

## 産 業 法

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二三法五四)……………四九
- 特許法(昭和三四法二二)……………五〇
- 不正競争防止法(平成五法四七)……………五一
- 著作権法(昭和四五法四八)……………五一
- 及び待遇の確保等に関する法律(昭和四七法二三)……………四七
- 労働審判法(平成一六法四五)……………四八

# ○国会法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三法一九）（附則二五条（令和九・三・三二）までに施行）

## 第四條の二（被逮捕議員の通知）

① 内閣は、会前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

## ②（略）

## 第二〇〇条（議員の不逮捕特権）

①（略）  
② 内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員があるときは、集会の期日の前日までに、参議院議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

## ③（略）

④（略）  
⑤ 議員が、参議院の緊急集会前に逮捕された議員の釈放の要求を発議するには、議員二十以上の連署を要する。その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

# ○公職選挙法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）（附則四二条（令和・五・一四）までに施行）

## △（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）

① 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判書所持し、選挙の当日投票所に至る者があるときは、投票管理者はその者に投票をさせなければならない。

## ②（略）

# ○裁判所法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）（附則三五条（令和八・五・一四）までに施行）  
・民事関係三統等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）（本則三五条（令和八・五・一四）までに施行）

## 第一條（裁判官の意見の表示）

裁判所には、各裁判官の意見を表示しなければならない。

## 第六〇条（裁判所書記官）

①（略）  
② 裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る。  
③ 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関する、裁判官の命を受けた、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。

## ④（略）

⑤ 裁判所書記官は、口述の書取その他の書類の作成又は変更に関する裁判官の命を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

# ○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三法一九）（附則二八条（令和九・三・三二）までに、令和八・五・三二）までに施行）

## 第二〇条（補充裁判員）

①（略）  
②（略）  
③ 補充裁判員は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧することができる。

## ④（略）

## 第三條（裁判員候補者に関する情報の開示）

① 裁判長（第二條第二項の決定があつた場合は、裁判官、第二十九條を除き、以下の節において同じ）は、裁判員等選任手続の期日の二日前まで、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を檢察官及び弁護人に送付しなければならない。

## ②（略）

## 第三條（裁判員等選任手続の列席者等）

①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

## 第三條（略）

有効な改正前規定（国会法）

公職選挙法 裁判所法 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

裁判所法

第四十三條第一項 合議体の構成  
第四十四條第一項 合議体の構成員である裁判官

第九條 第六十  
六條 第三項、  
第八十五條、  
第八十八條第三  
項、第九十二  
五條第一項

有効な改正前規定（内閣法

第百六十三条 第百六十三 第六十九条 第二百七十一 条の八第一項 及び第四項第 二百七十八 条の二第九 項、第二百 九十七 条第一項、第 三百十六 条の六の 十一	裁判官	裁判官、裁判員
第百五十七 条の四、第 百五十七 条の六第 一項、第百 五十六 条の三第 九項から 第九項まで 第三項で、 第四百三 十五 条第七号た だし書	裁判官	裁判官、裁判員

② 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪取締の規制に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第二十七条第四項の規定の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録

第五案① 裁判所は、対象事件（第五案本文の規定により第二、四、六条第一項の決定で取り扱うものとされた事件を含む）及び第二、四、六条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳又は翻訳の供述、刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれら（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声）を同時に記録することができる。以下同じ。に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でない」と認めるときは、この限りでない。

国家公務員法

② 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第五十七條の六第一項及び第二項に規定する方法により証人を尋問する場合、同項第四号の規定による場合を除く。において、その証人の同意がなければ、これをすることができない。

③ 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調査の一部とするものとする。ただし、その証人が後に刑事手続において同の事実につき再び証人として供述を求められたいことがないこと明らかに認められるときは、この限りでない。

④ 刑事訴訟法第四十条第二項、第八十条第二項及び第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調査の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五条第五項及び第六項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調査の取調べについて、それぞれ準用する。

区分事件審判に関する公判調書

第八案① 区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十一条第三項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでの期間を整理しなければならない。ただし、部分判決を宣告する公判期日の調査及び公判期日から部分判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調査は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

② 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第一項の規定にかかわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内（前項ただし書の規定により部分判決を宣告する公判期日後）に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内に、これをしなければならない。

刑事訴訟法第二百九十二条の二の意見の陳述

第八案② 区分事件に含まれる被告事件についての刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見を記載した書面の提出は、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことが認めらる。

○内閣法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）本則 六条（令和八・一一・二二）までに施行

第九条の二（内閣サイバー官）①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）

⑤（略）  
⑥（略）  
⑦（略）  
⑧（略）  
⑨（略）  
⑩（略）  
⑪（略）  
⑫（略）  
⑬（略）  
⑭（略）  
⑮（略）  
⑯（略）  
⑰（略）  
⑱（略）  
⑲（略）  
⑳（略）  
㉑（略）  
㉒（略）  
㉓（略）  
㉔（略）  
㉕（略）  
㉖（略）  
㉗（略）  
㉘（略）  
㉙（略）  
㉚（略）  
㉛（略）  
㉜（略）  
㉝（略）  
㉞（略）  
㉟（略）  
㊱（略）  
㊲（略）  
㊳（略）  
㊴（略）  
㊵（略）  
㊶（略）  
㊷（略）  
㊸（略）  
㊹（略）  
㊺（略）  
㊻（略）  
㊼（略）  
㊽（略）  
㊾（略）  
㊿（略）

○国家公務員法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・日本学術会議法（令和七・六・二八法七〇）附則二九条令和八・〇・一施行

第一條（一般職及特別職）  
①（略）  
②（略）  
③（略）  
④（略）  
⑤（略）  
⑥（略）  
⑦（略）  
⑧（略）  
⑨（略）  
⑩（略）  
⑪（略）  
⑫（略）  
⑬（略）  
⑭（略）  
⑮（略）  
⑯（略）  
⑰（略）  
⑱（略）  
⑲（略）  
⑳（略）  
㉑（略）  
㉒（略）  
㉓（略）  
㉔（略）  
㉕（略）  
㉖（略）  
㉗（略）  
㉘（略）  
㉙（略）  
㉚（略）  
㉛（略）  
㉜（略）  
㉝（略）  
㉞（略）  
㉟（略）  
㊱（略）  
㊲（略）  
㊳（略）  
㊴（略）  
㊵（略）  
㊶（略）  
㊷（略）  
㊸（略）  
㊹（略）  
㊺（略）  
㊻（略）  
㊼（略）  
㊽（略）  
㊾（略）  
㊿（略）

# ○地方自治法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・三）**法四八**（附則三六条（令和八・五・二四）で施行）
- ・地方自治法の一部を改正する法律（令和八・六・二六）**法六五**（本則（令和八・二・二五）まで施行）

## 第九條（市町村境界争論の調停・裁定、確定の訴え）①⑤

⑩前項の規定による訴訟の判決が確定したときは、当該裁判所は、直ちに判決書の写を添えてその旨を総務大臣及び関係のある都道府県知事に通知しなければならない。

⑪（略）

## 第七四條の二（署名の証明、署名簿の縦覧、署名数の告示、署名に関する争訟）①④⑤（略）

⑩審査の申立てに対する裁決又は判決が確定したときは、当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所は、直ちに裁決書又は判決書の写を関係市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合においては、送付を受けた当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに条例の制定又は改廃の請求者の代表者にその旨を通知しなければならない。

⑪⑫⑬（略）

## 第一〇〇條（調査権、出頭証言及び記録の提出請求、協議・調整の場、議員の派遣、政務活動費、刊行物の送付、図書室等）①（略）

②民事訴訟法に関する法令の規定に証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定はこの限りでない。

③④⑤（略）

## （住民訴訟）

### 第四二條の二（住居訴訟）①②③（略）

四当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をするときは、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第百

四十三條の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求。

②③④（略）

## （私の公益取扱いの制限）

第二四二條（普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づき政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公益の取若しくは取納又は支出の権限を私人に委任し、又は私をして行わせてはならない。

新第四三條の二の七（改正より追加）

## 第四三條の二の七・第四三條の二の八（略）改正後の第二四三條の二の八・第四三條の二の九

# ○行政手続法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六）**法六三**（本則四四條（令和八・六・一五）まで施行）

## （聴聞の通知の方式）

第五條①行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分が聴聞とならざるべきに對し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一四（略）

## （略）

③行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつてもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することにより行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

④改正より追加

## （代理人）

第六條①前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

②③④（略）

## （続行期日の指定）

第二二條①②（略）

③第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは、「当事者又は参加人」と読み替へるべきこととし、同条第三項中「二週間を経過したとき」とあるのは、「二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に對する二回以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替へるものとする。

## （聴聞に関する手続の準用）

第九條（市町村境界争論の調停・裁定、確定の訴え）①⑤

第七四條の二（署名の証明、署名簿の縦覧、署名数の告示、署名に関する争訟）①④⑤（略）

第一〇〇條（調査権、出頭証言及び記録の提出請求、協議・調整の場、議員の派遣、政務活動費、刊行物の送付、図書室等）①（略）

（住民訴訟）

第四二條の二（住居訴訟）①②③（略）

第三二條 第十五条第三項及び第六條の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第一項」とあるのは、「第三十條」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは、「同条第三号」と、第十條第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十條」と、同条第三項後段と読み替へるものとする。

有効な改正前規定（行政不服審査法 行政事件訴訟法 警察官職務執行法）

## ○行政不服審査法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法六三）本則六二条（令和八・六・一五までに施行）

### （裁判の効力発生）

- 第五一条①②（略）
- ③ 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。
- ④（略）

## ○行政事件訴訟法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則五八条（令和・五・二四までに施行）

（被告を誤った訴えの救済）

### 第五一条①（略）

② 前項の決定は、書面とするものとし、その正本を新たな被告に送達しなければならない。

### ③―⑦（略）

### （原告による請求の追加的併合）

第一九条①（略）

② 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百四十三条の規定の例によることを妨げない。

## ○警察官職務執行法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）本則一条（令和八・一一・二二までに施行）

### 第六一条の一（改正により追加）

# ○民法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・民法等の部を改正する法律（令和八・五・二四法三）  
則一条（令和八・五・二三）までに施行

（一般の若取特則）  
第二〇六条（若取特則）

新二（改正により追加）  
三、四（略）改正後の四・五

第二〇八条の一（改正により追記）

離婚の類定の準用  
第七百六十八條第一項、第七百六十六條から第七百六十九條まで、第七百九十條第一項ただし書並びに第八百九

条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。

第七五三条 削除

（夫婦間の契約の取消権）  
第七五四条 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（離婚の届出の変理）  
第七五五条① 離婚の届出は、その離婚が前条において準用する第七百三十九條第二項の規定及び第八百九十九條第一項の規定その他の法令の規定に違反しないことを認められた後でなければ受理することができない。

一・二（改正により追加）  
（略）

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）  
第七六六条① 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。

（略）  
（略）

第七六六条の二、第七六六条の三（改正により追加）  
（財産分与）  
第七六八条①（略）

② 前項の規定による財産の分与について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

③ 前項の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定める。

（裁判上の離婚）  
第七七〇条①（往者略）  
一三三（略）

四 配偶者が強迫の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、改正により附則した

五（略）改正後の四  
② 裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合のすべて、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

（認知後の子の監護に関する事項の定め等）  
第七七八条 第七百六十六條の規定は、父が認知する場合について準用する。

（十五歳未満の者を養子とする縁組）  
第七九七条①②（略）  
③④（改正により追加）

（協議上の縁組等）  
第八一条①②（略）

③ 前項の場合において、養子の父母が離婚しているときは、その協議で、その一方を養子の継縁後にその親権者となるべき者と定めないければならない。

④ 前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項の父若しくは母又は養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

⑤⑥（略）  
第四編第三章

第三節 第八七条の二、第八七条の三  
（改正により追加）

（親権者）  
第八一八条① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。  
③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行つ。ただし、父母の一方が親権を行つことができるときは、他の一方が行う。

（離婚又は認知の場合の親権者）  
第八一九条① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。子の出生前に父母が離婚した場合には、親権者は、母が行う。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

④ 父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めるときに限り、父が行う。

⑤ ⑥（略）  
⑥ 子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

⑦⑧（改正により追加）  
第八二四条の二、第八二四条の三（改正により追加）

（子に代わる親権の行使）  
第八三三条 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。

# ○不動産登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・六・一六法三）本則五六条（令和八・六・一五）までに施行

（筆界特定申請の通知）  
第二三三条①（略）

② 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知すべき事項及び当該事項を載し、書面をいつても関係人に交付する場を対象土地の所在市を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行つことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

一三三（改正により追加）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）









## 有効な改正前規定（商業登記法）

告又は公表を行わない者  
 八 第二十七条の八第二項から第四項まで（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書又は第二十七条の十三第三項及び第二十七条の二十二の二第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者  
 九 第二十七条の九第二項又は第三項（これらの規定を第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して公開費付説明書又は訂正した公開費付説明書を交付しなかつた者  
 十 第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書又は同条第十一項の規定による対質問回答報告書を提出しない者  
 十一 第二十七条の十第九項・同条第十項において準用する場合を含む。若しくは同条第十三項・同条第十四項において準用する場合を含む。又は第二十七条の二十七・第二十七条の二十九第一項において準用する場合を含む。の規定による書類の写しの送付に当たり、重要な事項につき虚偽があり、かつ、写しの基となつた書類と異なる内容の記載をした書類をその写しとして送付した者  
 十二 第二十七条の二十九第一項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正報告書を提出しない者  
 十三 第二十七条の二十九第一項において準用する第十四条第三項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  
 十四 第二十七条の二十九第一項において準用する第十五条第三項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をした者  
 十五 第二十七条の二十九第一項において準用する第十五条の二（第二十八の二）の規定に違反した者  
 十六 第二十七条の二十九第一項において準用する第十九条第三項（第六十六条の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  
 十七 第二十七条の二十九第一項において準用する第二十一条第一項又は第二十一条第二項の規定に違反して、表示をした者

## 第二〇七条①（柱書略）

一 略  
 二 第九百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九百九十七条の三・五億円以下の罰金刑  
 三 九十六 略  
 ② 前項の規定により第九百九十七条、第九百九十七条の二（第十一号及び第十二号を除く。）又は第九百九十七条の三の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

③ 略

## ○商業登記法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四  
 八 附則六〇条（令和・五・二四まで）に施行）

## 継続の登記

第一〇〇条 合名会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、会社法第四百四十五条の規定により合名会社を継続したときは、継続の登記の申請書には、その判決の謄本を添付しなければならない。









③ 改正により追加  
第七章 裁判によらない訴訟の完結

④ 第二項本文の場合において、訴えの取下げが書面で行われず、口頭で行ったときは、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたときは、相手方がその期日に頭したときを除く。その期日の調書の謄本を相手方に送達しなければならない。

⑤ 改正後の取下げの書面の送達を受けた日から二週間以内は相手方が異議述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす。訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭で行った場合において、相手方がその期日に頭したときは、訴えの取下げがあつた日から、相手方がその期日に頭しなかつたときは前項の謄本の送達があった日から二週間以内は相手方が異議を述べないときは、同様とする。改正後⑥

⑥ 和解案の書面による受諾  
第七四条 当事者が遠隔の地に居住しているその他の事由により出席することが困難であると認められる場合において、その当事者あらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは託裁判官から提示された和解案項案を受諾する旨の書面を提出し、その当事者が口頭弁論等の期日に出席してその和解案項案を受諾したときは、当事者間に和解が調つたものとみなす。改正後の①

⑦ 和解調書の効力  
第七七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同様の効力を有する。改正後の①

⑧ 改正により追加  
第七七条の一 改正により追加

⑨ 第八章 簡易裁判所の訴訟手続に関する特別  
準備書の省略等  
第七九条 前項に規定する事項は、相手方が在任していない口頭弁論においては、準備書面、相手方を送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに限る。に記載し、又は同項の規定による通知をしたものだければ、主張することができない。改正後の①

⑩ 改正により追加  
第七七条の一 改正により追加

⑪ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑫ 前項の場合には、裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑬ 有効な改正前規定（民事訴訟法）

⑭ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑮ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑯ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑰ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑱ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑲ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑳ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉑ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉒ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉓ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉔ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

⑳ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉑ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉒ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉓ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉔ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉕ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉖ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉗ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉘ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉙ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉚ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉛ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉜ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉝ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉞ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㉟ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊱ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊲ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊳ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊴ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊵ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移

㊶ 裁判所は、直ちに、訴訟が通常の手続に移



# ○民事訴訟規則

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧  
・民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六・九・二七）  
高裁規四本則（令和八・五・二四までに施行）

## 第一編 総則

### 第一章 通則

第1条 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面で行うことができる。

② 口頭で申述をするときは、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調筆を作成し、記名押印しなければならない。

③ 改正により追加

第2条（裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第1条 訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

一五（略）

② 裁判所に提出すべき書面のファウンダリによる提出

第1条（略）

第2条（略）

第3条（略）

第4条（略）

第5条（略）

第6条（略）

第7条（略）

第8条（略）

第9条（略）

第10条（略）

第11条（略）

第12条（略）

第13条（略）

第14条（略）

第15条（略）

第16条（略）

第17条（略）

第18条（略）

第19条（略）

第20条（略）

第21条（略）

第22条（略）

第23条（略）

第24条（略）

第25条（略）

第26条（略）

## 第二章 裁判所

### 第一節 管轄

第1条 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号。以下「法」とい）

第4条 普通裁判所による管轄

第6条 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号。以下「法」とい）

第9条 移送の裁判が確定したときは、移送を受けた裁判所

第10条 移送を受けた裁判所の裁判所書記官に

第11条 訴訟記録を交付しなければならない。

第12条 訴訟記録を交付しなければならない。

第13条 訴訟記録を交付しなければならない。

第14条 訴訟記録を交付しなければならない。

第15条 訴訟記録を交付しなければならない。

第16条 訴訟記録を交付しなければならない。

第17条 訴訟記録を交付しなければならない。

第18条 訴訟記録を交付しなければならない。

第19条 訴訟記録を交付しなければならない。

第20条 訴訟記録を交付しなければならない。

第21条 訴訟記録を交付しなければならない。

第22条 訴訟記録を交付しなければならない。

第23条 訴訟記録を交付しなければならない。

第24条 訴訟記録を交付しなければならない。

第25条 訴訟記録を交付しなければならない。

第26条 訴訟記録を交付しなければならない。

第27条 訴訟記録を交付しなければならない。

第28条 訴訟記録を交付しなければならない。

第29条 訴訟記録を交付しなければならない。

第30条 訴訟記録を交付しなければならない。

第31条 訴訟記録を交付しなければならない。

第32条 訴訟記録を交付しなければならない。

第33条 訴訟記録を交付しなければならない。

第34条 訴訟記録を交付しなければならない。

第35条 訴訟記録を交付しなければならない。

第36条 訴訟記録を交付しなければならない。

第37条 訴訟記録を交付しなければならない。

第38条 訴訟記録を交付しなければならない。

第39条 訴訟記録を交付しなければならない。

第40条 訴訟記録を交付しなければならない。

第41条 訴訟記録を交付しなければならない。

第42条 訴訟記録を交付しなければならない。

第43条 訴訟記録を交付しなければならない。

第44条 訴訟記録を交付しなければならない。

第45条 訴訟記録を交付しなければならない。

第46条 訴訟記録を交付しなければならない。

第47条 訴訟記録を交付しなければならない。

第48条 訴訟記録を交付しなければならない。

## 第三章 当事者

### 第一節 当事者能力及訴訟能力

第1条 当事者能力及訴訟能力

第2条 当事者能力及訴訟能力

第3条 当事者能力及訴訟能力

第4条 当事者能力及訴訟能力

第5条 当事者能力及訴訟能力

第6条 当事者能力及訴訟能力

第7条 当事者能力及訴訟能力

第8条 当事者能力及訴訟能力

第9条 当事者能力及訴訟能力

第10条 当事者能力及訴訟能力

第11条 当事者能力及訴訟能力

第12条 当事者能力及訴訟能力

第13条 当事者能力及訴訟能力

第14条 当事者能力及訴訟能力

第15条 当事者能力及訴訟能力

第16条 当事者能力及訴訟能力

第17条 当事者能力及訴訟能力

第18条 当事者能力及訴訟能力

第19条 当事者能力及訴訟能力

第20条 当事者能力及訴訟能力

第21条 当事者能力及訴訟能力

第22条 当事者能力及訴訟能力

第23条 当事者能力及訴訟能力

第24条 当事者能力及訴訟能力

第25条 当事者能力及訴訟能力

第26条 当事者能力及訴訟能力

第27条 当事者能力及訴訟能力

第28条 当事者能力及訴訟能力

第29条 当事者能力及訴訟能力

第30条 当事者能力及訴訟能力

第31条 当事者能力及訴訟能力

第32条 当事者能力及訴訟能力

第33条 当事者能力及訴訟能力

第34条 当事者能力及訴訟能力

第35条 当事者能力及訴訟能力

第36条 当事者能力及訴訟能力

第37条 当事者能力及訴訟能力

第38条 当事者能力及訴訟能力

第39条 当事者能力及訴訟能力

第40条 当事者能力及訴訟能力

第41条 当事者能力及訴訟能力

第42条 当事者能力及訴訟能力

第43条 当事者能力及訴訟能力

## 第四章 訴訟費用

### 第一節 訴訟費用負担

第1条 訴訟費用負担

第2条 訴訟費用負担

第3条 訴訟費用負担

第4条 訴訟費用負担

第5条 訴訟費用負担

第6条 訴訟費用負担

第7条 訴訟費用負担

第8条 訴訟費用負担

第9条 訴訟費用負担

第10条 訴訟費用負担

第11条 訴訟費用負担

第12条 訴訟費用負担

第13条 訴訟費用負担

第14条 訴訟費用負担

第15条 訴訟費用負担

第16条 訴訟費用負担

第17条 訴訟費用負担

第18条 訴訟費用負担

第19条 訴訟費用負担

第20条 訴訟費用負担

第21条 訴訟費用負担

第22条 訴訟費用負担

第23条 訴訟費用負担

第24条 訴訟費用負担

第25条 訴訟費用負担

第26条 訴訟費用負担

第27条 訴訟費用負担

第28条 訴訟費用負担

第29条 訴訟費用負担

第30条 訴訟費用負担

第31条 訴訟費用負担

第32条 訴訟費用負担

第33条 訴訟費用負担

第34条 訴訟費用負担

第35条 訴訟費用負担

第36条 訴訟費用負担

第37条 訴訟費用負担

第38条 訴訟費用負担

第39条 訴訟費用負担

第40条 訴訟費用負担

第41条 訴訟費用負担

第42条 訴訟費用負担

第43条 訴訟費用負担

## 第五章 訴訟手続

### 第一節 訴訟の審理

第1条 訴訟の審理

第2条 訴訟の審理

第3条 訴訟の審理

第4条 訴訟の審理

第5条 訴訟の審理

第6条 訴訟の審理

第7条 訴訟の審理

第8条 訴訟の審理

第9条 訴訟の審理

第10条 訴訟の審理

第11条 訴訟の審理

第12条 訴訟の審理

第13条 訴訟の審理

第14条 訴訟の審理

第15条 訴訟の審理

第16条 訴訟の審理

第17条 訴訟の審理

第18条 訴訟の審理

第19条 訴訟の審理

第20条 訴訟の審理

第21条 訴訟の審理

第22条 訴訟の審理

第23条 訴訟の審理

第24条 訴訟の審理

第25条 訴訟の審理

第26条 訴訟の審理

第27条 訴訟の審理

第28条 訴訟の審理

第29条 訴訟の審理

第30条 訴訟の審理

第31条 訴訟の審理

第32条 訴訟の審理

第33条 訴訟の審理

第34条 訴訟の審理

第35条 訴訟の審理

第36条 訴訟の審理

第37条 訴訟の審理

第38条 訴訟の審理

第39条 訴訟の審理

第40条 訴訟の審理

第41条 訴訟の審理

第42条 訴訟の審理

第43条 訴訟の審理

## 第六章 訴訟記録

### 第一節 訴訟記録の閲覧

第1条 訴訟記録の閲覧

第2条 訴訟記録の閲覧

第3条 訴訟記録の閲覧

第4条 訴訟記録の閲覧

第5条 訴訟記録の閲覧

第6条 訴訟記録の閲覧

第7条 訴訟記録の閲覧

第8条 訴訟記録の閲覧

第9条 訴訟記録の閲覧

第10条 訴訟記録の閲覧

第11条 訴訟記録の閲覧

第12条 訴訟記録の閲覧

第13条 訴訟記録の閲覧

第14条 訴訟記録の閲覧

第15条 訴訟記録の閲覧

第16条 訴訟記録の閲覧

第17条 訴訟記録の閲覧

第18条 訴訟記録の閲覧

第19条 訴訟記録の閲覧

第20条 訴訟記録の閲覧

第21条 訴訟記録の閲覧

第22条 訴訟記録の閲覧

第23条 訴訟記録の閲覧

第24条 訴訟記録の閲覧

第25条 訴訟記録の閲覧

第26条 訴訟記録の閲覧

第27条 訴訟記録の閲覧

第28条 訴訟記録の閲覧

第29条 訴訟記録の閲覧

第30条 訴訟記録の閲覧

第31条 訴訟記録の閲覧

第32条 訴訟記録の閲覧

第33条 訴訟記録の閲覧

第34条 訴訟記録の閲覧

第35条 訴訟記録の閲覧

第36条 訴訟記録の閲覧

第37条 訴訟記録の閲覧

第38条 訴訟記録の閲覧

第39条 訴訟記録の閲覧

第40条 訴訟記録の閲覧

第41条 訴訟記録の閲覧

第42条 訴訟記録の閲覧

第43条 訴訟記録の閲覧

## 第七章 訴訟記録の送付

### 第一節 訴訟記録の送付

第1条 訴訟記録の送付

第2条 訴訟記録の送付

第3条 訴訟記録の送付

第4条 訴訟記録の送付

第5条 訴訟記録の送付

第6条 訴訟記録の送付

第7条 訴訟記録の送付

第8条 訴訟記録の送付

第9条 訴訟記録の送付

第10条 訴訟記録の送付

第11条 訴訟記録の送付

第12条 訴訟記録の送付

第13条 訴訟記録の送付

第14条 訴訟記録の送付

第15条 訴訟記録の送付

第16条 訴訟記録の送付

第17条 訴訟記録の送付

第18条 訴訟記録の送付

第19条 訴訟記録の送付

第20条 訴訟記録の送付

第21条 訴訟記録の送付

第22条 訴訟記録の送付

第23条 訴訟記録の送付

第24条 訴訟記録の送付











### ○人事訴訟法

令和四年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四）
- ・本則五条（令和八・五・二四まで）に施行
- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法の整備に関する法律（令和五・一六・四法五三）
- ・三本則二九（令和八・五・二四まで）に施行
- ・民法等の一部を改正する法律（令和八・五・二四法三）
- ・三則三条（令和八・五・三まで）に施行

（子の監護に関する処分についての裁判に係る事件等の管轄権）

第三十二条の二 裁判所は、目的の裁判が婚姻の取消し又は離婚の訴訟についての管轄権を有するときは、第三十二条第一項の子の監護の指定の他の子の監護に関する処分についての裁判及び同条第三項の権者の指定についての裁判に係る事件について、管轄権を有する。

#### ② 略

#### ③ 参与員

#### 第九十条の二（略）

#### ④ 改正により追加

第一六条の二 第一六条の四（改正により追加）

#### 民事訴訟法の規定の適用外

#### 第九十一条（略）

人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第二百六十六条及び第二百六十七条の規定は、適用しない。

#### 民事訴訟法の適用関係

#### 第九十二条（略）

人事訴訟に関する手続についての民事訴訟法の規定の適用については、同法第二百五十五条第一項中「地方裁判所の」の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避については、その裁判官の所属する裁判所」と、同条第二項並びに同法第二百二十五条の五第一項、第二百八十五条、第二百九十五条第二項及び第三項、第二百六十九條第一項、第二百九十九条第二項並びに第三百二十七条第四項中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と、同法第二百八十

わる調査を引用して行うことができる。

#### 第三二条 手形訴訟への移行

（管促手続から手形訴訟への移行）法第二百六十条第三項において「手形訴訟による審理及び判決を形成する旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写し（通債務者の数が二以上であるときは、その数に二を加えた通前項）を提出しなければならない」とあるときは、債務者に送達すべき支払督促に添付しなければならない。

#### 第三三條 改正により追加

第三三條 第一項に規定する場合には、支払督促と同項の申述があった旨を付記しなければならない。（改正後）

#### 第八編 少額訴訟に関する特別手続の告示

#### 第三三二条 裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初につき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟における審理及び裁判の手続の内容を説明し、書面を交付しなければならない。

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

#### ㉘ 略

#### ㉙ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

#### ㉘ 略

#### ㉙ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

#### ㉘ 略

#### ㉙ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

#### ㉘ 略

#### ㉙ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略

#### ㉖ 略

#### ㉗ 略

#### ㉘ 略

#### ㉙ 略

は、少額異議判決と表示しなければならない。

（少額異議判決と表示）法第二百九十九条の二の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調査書における事実及び理由の記載について準用する。

#### 新第七編 第三二条の二 第三二条の三（略）

#### 改正により追加

#### 第七編 管促手続 改正後の第八編

#### 支払督促の原本

第三三二条 支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

#### 支払督促の送達等

第三三三條 支払督促の債務者に対する送達は、その正本に二二、改正により追加

#### ② 略

#### ③ 略

#### ④ 略

#### ⑤ 略

#### ⑥ 略

#### ⑦ 略

#### ⑧ 略

#### ⑨ 略

#### ⑩ 略

#### ⑪ 略

#### ⑫ 略

#### ⑬ 略

#### ⑭ 略

#### ⑮ 略

#### ⑯ 略

#### ⑰ 略

#### ⑱ 略

#### ⑲ 略

#### ⑳ 略

#### ㉑ 略

#### ㉒ 略

#### ㉓ 略

#### ㉔ 略

#### ㉕ 略





有効な改正前規定（民事執行法）

項に規定する方式により記載された書面をもつてされた支払督促の申立てによるもの（略）

四一六（略）

（執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行停止の裁判）  
第二六条①②（略）

③ 第三項に規定する事由がある場合において、急迫の事情があるときは、執行裁判所は申立てにより、同項の規定による裁判の正本を提出すべき期間を定め、同項に規定する処分命ずることができ、その裁判は、執行文付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴への提起前においても、することができ、（略）

（強制執行の停止）  
第九条①（住居略）

一 債務名義（執行証書を除く）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本  
二 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを旨とする確定判決の正本  
三 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げた旨を記載した裁判の和解若しくは調停の調書の正本又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第十一條第四項の規定により裁判の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第三十條第七項の調書の正本  
四 二（改正により追加）  
五（略）  
六 強制執行の停止及び執行処分取消を命ずる旨を記載した裁判の正本  
七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本  
八（略）  
九（略）

（買受けの申立て後の強制競売の申立ての取下げ等）  
第六六条①（略）

② 前項の規定は、買受けの申があつた後に第二十九條第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する（略）

（配当表の作成）  
第五一条①③（略）

④ 執行裁判所は、配当期日において、第一項本文に規定する事項を定めるため必要があると認めるときは、出頭した債権者及び債権者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができ、（略）

（買受けの申立て後の強制競売の申立ての取下げ等）  
第六六条①（略）

② 前項の規定は、買受けの申があつた後に第二十九條第一項第四号又は第五号に掲げる文書を提出する場合について準用する（略）

債権者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証の取調べをすることができ、（略）

（買受けの申立て後の強制競売の申立ての取下げ等）  
第六六条 略、改正後の第八六条の二

（配当異議の訴え等）  
第九条①⑤（略）

⑥ 配当異議の申出をした債権者又は債務者若しくは配当期日（知れないに相当証券の所持人に対する配当異議の申出にあつては、その所持人を知つた日）から、週間以内（買受けが第七十八條第四項ただし書の規定により金銭を納付すべき場合があつては、二週間以内）に、執行裁判所に対し、第一項の訴えを提起し、その証明をしない旨、又は前項の訴えを提起したことの証明及びその訴えに係る執行停止の裁判の正本を提出しないときは、配当異議の申出は、取り下げたものとみなす（略）

（債権確定等に伴う配当等の実施）  
第九九条②（略）

③ ④（改正により追加）  
（強制競売の指定の準用）  
第一一條 第四十六條第一項、第四十七條第一項、第六項本文及び第七項、第四十八條、第五十三條、第五十四條、第六十四條第二項及び第四項、第六十七條第二項及び第三項並びに第八十條の規定は強制競売について、第八十四條第一項及び第二項、第八十五條並びに第八十九條から第九十二條までの規定は第九項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第八十四條第二項及び第四項中、代金の納付後とあるのは、「第八十七條第三項の期間の経過後」と読み替へるものとする（略）

（執行裁判所による配当の実施）  
第八十四條（略）

② 第八十四條、第八十五條及び第八十八條から第九十二條までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する（略）

（扶養義務等に係る定期借債権を請求する場合の特例）  
第一一一条①（住居略）

一 民法第七百六十六條、同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。この規定による子の監護に関する義務（略）

（配当等の実施）  
第六六条①（略）

② 第六六條、第六七條、第六八條から第九十二條までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する（略）

（少額訴訟債権執行の開始等）  
第六七條の二①（住居略）  
一 三審制における和解又は認諾の調書（略）

（配当等のための移行等）  
第六七條の一①⑥（略）

⑦ 第六十四條第三項及び第七項を除く。第九十二條第一項第六号及び第七号を除く。第九十二條第一項並びに第六十六條第六号の付の手續について、前条第三項の記載が実施する資金金の付の手續について、前条第三項の規定は、第一項、第四項又は第五項の規定による決定による決定による決定が効力を生じた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十六條第三項中、「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替へるものとする（略）

（債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等）  
第九九條①（略）

② 前条第二節第四條第一項、第四十條第三項、第五十二條及び第五十三條を除く。及び第八十八條から第九十四條までの規定は前項に規定する担保権の実行及び行使については、前項第六十六條第一項、第五十二條及び第五十三條の規定は前項に規定する一般の差取特権の実行及び行使について準用する（略）

（陳述義務の一部の免除）  
第九九條の二、第九九條の三（改正により追加）

第九九條の二 第九九條の三（改正により追加）

（債務者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

要しない。（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

（債権者の給与債権に係る情報の取得）  
第六六条①（住居略）

一 市町村特別区を含む。以下にの号において同じ（略）

### ○民事保全法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則七一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一一条（令和八・五・四まで）に施行
  - 三 本則一一条（令和八・五・四まで）に施行
  - 第六条の二、第六条の三 改正により追加

#### 第七案 民事訴訟法の運用

第七案 特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

#### 第八案 民事執行法の運用

第八案 この章に特別の定めがある場合を除き、民事執行法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

#### 別表 改正により追加

### ○破産法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則〇四条（令和八・五・二四まで）に施行
  - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - 三 本則一一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - 民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）附則一一条（令和八・五・三まで）に施行
  - 第八案の二、第八案の五 改正により追加

#### 第八案の二 第八案の五 改正により追加

#### 民事訴訟法の運用

第八案 特別の定めがある場合を除き、破産手続等に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

#### 第二二一条の二 改正により追加

#### 特別調査期日における調査

#### 第二二一条（略）

② 第二十九條第一項及び第三項、同条第六項において準用する第七項及び第八項を除く。の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

#### 第二三六条の二 改正により追加

#### 配当等の実施

#### 第一九一条（略）

③ 民事執行法第八十五条及び第八十八条から第九十条までの規定は、第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

#### 第五三一条の効力等

#### 第二三三一条（住書略）

#### 四（住書略）

#### イ・ロ（略）

ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十一条において準用する場合を含む。）の

規定による子の監護に関する義務  
 二・ホ（略）  
 五一七（略）  
 ②④（略）

#### 別表 改正により追加

### ○民事再生法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）附則四一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - 三 本則一一条（令和八・五・二四まで）に施行
  - 民法等の一部を改正する法律（令和六・五・二四法三三）附則一一条（令和八・五・三まで）に施行
  - 第八案の二、第八案の五 改正により追加

#### 第八案の二 第八案の五 改正により追加

#### 民事訴訟法の運用

第八案 特別の定めがある場合を除き、再生手続に關しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定（同法第八十七条の二の規定を除く。）を準用する。

#### （配当等の実施）

#### 第三三九一条（略）

③ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十条までの規定は、第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

#### 再生計画による権利の変更の内容等

#### 第三三九一条（略）

#### 三（住書略）

#### 一・二（略）

#### 三（住書略）

#### イ・ロ（略）

ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十一条において準用する場合を含む。）の

#### 規定による子の監護に関する義務

#### 二・ホ（略）

#### ④（略）

#### 別表 改正により追加

有効な改正前規定（民事保全法 破産法 民事再生法）

有効な改正前規定（組織犯罪処罰法（性的姿態撮影等処罰法））

## ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七・六・一三法六七）附則一条（令和八・二・一三までに施行）

### （犯罪収益等の没収等）

#### 第三条①（略）

#### ②（往書略）

#### 第十三（改正により追加）

#### ⑤（略）

## ○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

令和八年四月二日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・一三法三九）本則三六条（令和八・五・一三までに施行）

### 第八条①（往書略）

#### 一（略）

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第二条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十条第一項第一号ロにおいて同じ）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。第十条第一項第一号ロにおいて同じ）を複写した物

#### ②（略）

# ○刑事訴訟法

令第八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令要覽

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三二法四八）  
附則（略）  
情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三二法三九）  
附則（略）  
（一）改正後の五条（令和八・五・二二）に、令和九・三・三二（一）まで（施行）

## 第四〇条（書類・証拠物の閲覧・謄写）

① 弁護人は、公訴の提出後、裁判所において、訴状に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するときは、裁判長の許可を受けなければならない。  
② 前項の規定にかかわらず、第五百五十条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができる。（改正後の③）

## 第四〇条の二（改正により追加）

第四六条（請求）被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。（改正後の①）

## 第四七条（改正により追加）

第八八条（公判調書の作成・整理）  
①（略）  
②（改正により追加）  
公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。（改正後の③）

## 第四八条（改正により追加）

公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合は当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内、判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内に、整理すれば足りる。（改正後の④）

## 第四九条（被告人の公判調書閲覧権）

被告人は弁護人に弁護がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないうときは、又は目的をえないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

## 第五〇条（公判調書の未整理と当事書の権利）

① 公判調書が次の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次の公判期日における審判を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。  
② 被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所書記は、次の公判期日においてはその旨を述べ、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審判に関する重要な事項を告げなければならない。

## 第五〇条の二（改正により追加）

第五〇条（公判調書の記載に対する修正申請）  
検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確を主張し、異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。  
② 前項の異議の申立は、遅くとも当該審判における最終の公判期日後第十四日以内、これを提起しなければならない。ただし、第四十條第三項の二の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理が完了した日から十四日以内にこれをすることができる。

## 第五〇条の三（改正により追加）

第五〇条（公判調書の証明）  
公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

## 第五〇条の四（改正により追加）

第五〇条（訴訟記録の公開）  
① 何人も、被告事件の最終後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。（略）  
② 日本国憲法第八十條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止する追加

## 第五〇条の五（改正により追加）

第五〇条（送達）  
書類の送達については、裁判所の規則に特別の規定のある場合を除くは、民事訴訟法に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く）を準用する。

## 第五〇条の六（改正により追加）

第二章の二（第二五四条の二）  
第四四條の四  
（改正により追加）

## 第六〇条（勾留と被告事件の告知）

被告人の勾留は、被告人に対して被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。（改正後の①）

## 第六二条（令状）

被告人の召喚、勾留又は留置は、召喚状、勾留状又は留置状を發してこれをしなければならぬ。改後の①  
②（改正により追加）

## 第六三条（召喚状の方式）

召喚状には、被告人の氏名及び住居、姓名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由なく出頭しないときは召喚状を發する旨その他裁判官の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。（改正後の①）  
②（改正により追加）

## 第六四條（勾引状・勾留状の方式）

① 勾引状又は勾留状は、被告人の氏名及び住居、姓名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は留置すべき刑事施設、有効期日及びその期間経過後は執行に着手すべき旨を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印し、發付の日月その他裁判の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。（改正後の①）  
②（改正により追加）

## 第六五條（召喚の手続）

①（略）  
② 被告人が前日に出席する旨を記載した書面を差出し、又は出席し被告人が対し口頭で次の出席を命じたときは、又喚状を差出した場合と同様の効力を有する。口頭で出席を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。  
③（略）

## 第六六條（勾引の囑託）

①（略）  
② 第六四條の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する場合におけるは、勾引状に囑託によつてこれを發する旨を記載しなければならない。

## 第六七條（勾引状・勾留状執行の手続）

① 勾引状を執行するには、これを裁判所の他所に引き取り速やかに戻す。第六六條第四項の勾引状については、これを發した裁判官に引き取りなければならない。（改正により追加）  
② 勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなけれ

## 第六八條（保釈の取消し等と取容の手続）

① 保釈若しくは留置の執行停止を取り消す決定があつたときは、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留の執行停止の決定を取り消した旨又は留置の執行停止の決定を取り消した旨を被告人に示してこれを刑事施設に取容しなければならない。（改正により追加）  
② 前項の書面を所持するためを示すことができない被告官の指揮により、被告人に対して保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は留置の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に取容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。（改正後の③）  
③ 第六七條の規定は、前項の規定による取容についてこれを準用する。

## 第六九條（押収及び捜索）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九〇條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九一條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九二條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九三條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九四條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）

## 第九五條（差押え提出命令）

① 裁判所は、必要があるときは、証拠物は没収すべき品物を没収するの差押えをすることができる。但し、特別の定めのある場合は、この限りでない。（略）  
②（略）



















一三三(略)

第三八二条の二(前)申立弁論終了後の事情 ①やむを得ない事由によつて第一審の弁論最終結核に取調請求をすることができないと認められたらば、申立書の提出後、この旨を明らかにし、これを認めたときは、申立書を受け取つた日から五日以内意見書を添えて、これを提出する抗告裁判所に送付しなければならない。

第三八三条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八四条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八五条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八六条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八七条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八八条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第三八九条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第四〇〇条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第四〇一条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第四〇二条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第四〇三条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

第四〇四条(前)同一審事由その他 左の事由があること理由として控訴の申立をすることは、控訴趣意書に、その理由があることを証明する資料を添付しなければならない。

有効な改正前規定(刑事訴訟法)

第四三二条(抗告の手續) ①(略)

第四三三条(抗告の手續) ①(略)

第四三四条(抗告の手續) ①(略)

第四三五条(抗告の手續) ①(略)

第四三六条(抗告の手續) ①(略)

第四三七条(抗告の手續) ①(略)

第四三八条(抗告の手續) ①(略)

第四三九条(抗告の手續) ①(略)

第四四〇条(抗告の手續) ①(略)

第四四一条(抗告の手續) ①(略)

第四四二条(抗告の手續) ①(略)

第四四三条(抗告の手續) ①(略)

第四四四条(抗告の手續) ①(略)

第四四五条(抗告の手續) ①(略)

第四四六条(抗告の手續) ①(略)

第四四七条(抗告の手續) ①(略)

第四四八条(略式手續) ①(略)

第四四九条(略式命令の請求) ①(略)

第四五〇条(略式命令の請求) ①(略)

第四五一条(略式命令の請求) ①(略)

第四五二条(略式命令の請求) ①(略)

第四五三条(略式命令の請求) ①(略)

第四五四条(略式命令の請求) ①(略)

第四五五条(略式命令の請求) ①(略)

第四五六条(略式命令の請求) ①(略)

第四五七条(略式命令の請求) ①(略)

第四五八条(略式命令の請求) ①(略)

第四五九条(略式命令の請求) ①(略)

第四六〇条(略式命令の請求) ①(略)

第四六一条(略式命令の請求) ①(略)

第四六二条(略式命令の請求) ①(略)

第四六三条(略式命令の請求) ①(略)

第四七二条(執行指揮) ①(略)

第四七三条(執行指揮) ①(略)

第四七四条(執行指揮) ①(略)

第四七五条(執行指揮) ①(略)

第四七六条(執行指揮) ①(略)

第四七七条(執行指揮) ①(略)

第四七八条(執行指揮) ①(略)

第四七九条(執行指揮) ①(略)

第四八〇条(執行指揮) ①(略)

第四八一条(執行指揮) ①(略)

第四八二条(執行指揮) ①(略)

第四八三条(執行指揮) ①(略)

第四八四条(執行指揮) ①(略)

第四八五条(執行指揮) ①(略)

第四八六条(執行指揮) ①(略)

第四八七条(執行指揮) ①(略)



る物」と、第百条第一項、第百五条ただし書、第百八条第一項ただし書、第百三十三條第一項及び第百三十七條第一項中「被告人」とあるのは、裁判の執行を受ける者」と、第百三十三條及び第百三十三條第一項及び第百三十三條中「被告人」とあり、並びに第百三十三條第三項ただし書中「審判」とあるのは「裁判」とあり、第百三十三條第四項ただし書中「裁判」とあるのは「裁判所又は第五百三十三條第一項において準用する第一項の規定による嘱託をした裁判官」と、第二百一十條第二項中「検察官、検察事務官又は司法警察職員」とあるのは「検証状を執行する者」と読み替えるものとする。改正後の⑦

⑦ 第百十六條及び第百十七條の規定は、裁判所又は裁判官が第百十一條の規定によつて差押え、記録命令付差押え又は捜索について準用する。改正後の⑧

⑧ 改正後の⑩

⑨ 第四百九十九條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百三十三條第一項の規定による押取物の運付について準用する。この場合において、第四百九十九條第三項中「前二項」とあるのは、「第百三十三條第九項において準用する第一項」と読み替えるものとする。改正後の⑩

⑩ 第四百九十九條第一項の規定は、第一項及び第六項において読み替えて準用する第百三十三條第三項の規定による交付又は複写について準用する。改正後の⑪

⑪ 前項において準用する第四百九十九條第一項の規定による交付又は複写した日から六箇月以内の前項の交付又は複写の請求がないときは「その交付をし、又は複写をさせることを要しない。」(改正後の⑫)

第五三三條の一 改正により追加

第五五條 鑑定と必要な処分 許可状 ① ③ (略)

④ 第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條、第百四十條及び第百六十八條第二項から第四項までの規定は、第一項の許可及び前項の許可状について準用する。この場合において、第百三十七條第一項中「被告人」とあるのは「裁判の執行を受ける者」と、第百六十八條第二項中「被告人の氏名、罪名」とあるのは「裁判の執行を受ける者の氏名」と読み替えるものとする。

第八編 (第五一七條)改正により追加

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理法中経過規定(令相四・六・一七六八) 第五五八條(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置) ① ⑥ (略) 懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑事訴訟

法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘留刑の言渡しとして、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。

### ○ 検察審査会法

令和八年四月二日以降有効な旧規定  
改正法令一覽  
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・三法三九、本則四九条、令相九・三・三二)施行

④ 第一條 検察官の処分義務 ① 検察審査会が第三十九條の五第一項第一号の議決をした場合において、前条の議決書の原本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

② 検察審査会が第三十九條の五第二項第二号の議決をした場合において、前条の議決書の原本の送付があつたときは、検察官は、速やかに、当該議決を参考にして、当該公訴を提起しない処分を提起し、又はこれを提起しない処分を提起し、又はこれを提起しない処分を提起しなければならない。

③ (略)

④ 第一條の二 再度の不起訴処分の審査 ① (略)

② 第三十九條の五第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十條の規定により当該議決に係る議決書の原本の送付をした日から三月(検察官が当該検察審査会に対し三月を超えない範囲で延長を必要とする期間及びその理由を通知したときは、その期間を加えた期間)以内に前条第三項の規定による通知があつたときは、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分と同一の処分があつたものとみなし、当該処分の当否の審査を行わなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官が同条の規定による公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分を提起しない処分を提起しなければならない。

③ (略)

④ 第一條の六 (起訴議決) ① (略)

② 検察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べることができる。ただし、検察審査会は、起訴議決をするときは、検決書にその認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、特定し限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定する

③ 第一條の七 (議決書の作成及び送付) ① 検察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書に、その認定した犯罪事実を記載しなければならない。この場合において、検察審査会は、特定し限り日時、場所及び方法をもつて犯罪を構成する事実を特定する

なければならない。

② (略)

③ 検察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十條に規定する措置をとるほか、議決書の原本を当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適當と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

④ 第一條の九 指定弁護士 ① 第四十一條の七第三項の規定による議決書の原本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士のうちから指定しなければならない。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

有効な改正前規定 (検察審査会公法)

# ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

有効な改正前規定（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）

令和八年四月三日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七、五、二、法三九）末期二四条、令和九、三、一（までに施行）

### （傍受令状の発付）

第一条（略）

第二条（改正により追加）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

## （傍受令状の提示）

第一条（傍受令状は、通信管理者等に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。）

第二条（改正により追加）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

## （通信傍受の実施の手続）

第一条（傍受令状は、通信管理者等に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。）

第二条（改正により追加）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

## （通信傍受の実施の禁止）

第一条（医師等の業務に関する通信の傍受の禁止）

第二条（略）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

## （通信傍受の実施の手続）

第一条（傍受令状は、通信管理者等に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。）

第二条（改正により追加）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

## （通信傍受の実施の禁止）

第一条（医師等の業務に関する通信の傍受の禁止）

第二条（略）

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（略）

第八条（略）

第九条（略）

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

第十六条（略）

第十七条（略）

第十八条（略）

第十九条（略）

第二十条（略）

第二十一条（略）

第二十二条（略）

第二十三条（略）

第二十四条（略）

第二十五条（略）

第二十六条（略）

第二十七条（略）

第二十八条（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

第三十二条（略）

第三十三条（略）

第三十四条（略）

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

# ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和八年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四、五、二五法四八）（附則七条、令和八、五、二四法）に施行  
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七、五、二三法三九）（本則二五条、令和八、五、二二法）に施行

**（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）**  
第1条（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）  
第2条（刑事被告人の係属する裁判所は、第1回の公判期日後当該被告事件の終結までにおいて、当該被告事件の被害者等若しくは当該被告の法律代理人又はこれらの者から託を受けた弁護士から、当該被告事件の公判記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見聴き、閲覧又は謄写を求めた理由が正当でないとする場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮し閲覧又は謄写をさせることが相当でないとする場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

**同種余の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）**  
第4条（1）（略）  
（2）前条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

**第三案（1）**（略）  
（2）第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

**（1）**（略）  
（2）第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

**（4）** 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合において、当該裁判の効力は、その告知された時に生ずる。  
⑤ 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調査し記載させなければならない。  
改正後の第三七条

においては、当該裁判の効力は、その告知された時に生ずる。  
⑤ 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調査し記載させなければならない。  
改正後の第三七条

**（訴え提起の抑制等）**  
第三案（1）（略）  
（2）前項の規定より訴えの提起がなされたものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件（以下「損害賠償命令事件」という。）に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。  
（3）（略）  
（4）（略）  
改正後の第三九条

**（異議後の判決）**  
第三案（1）（略）  
（2）前項の宣言を付した損害賠償命令に係る請求については、第三十五第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについて、損害賠償命令を認許し合致するときは、その判決において、被害者が損害を認許しなければならぬ。ただし、損害賠償命令が法律に違反したものであるときは、その限りでない。  
（3）前項の規定により損害賠償命令を認許する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求については、第三十五第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における当該請求については、判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。  
（4）損害賠償命令を付した損害賠償命令第六十六条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求については、第三十五第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合における訴訟費用（以下「訴訟費用」という。）について準用する。後略

**（閲覧又は謄写の手数料）**  
第五案（三）前条第一項の規定による記録の閲覧又は謄写の手数料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第七條から第十條まで及び別表第一の二項の規定（同項上欄中、「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。」とある部分を除く。）を準用する。

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**○少年法**  
令和八年四月二日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四、五、二五法四八）（附則四一条、令和八、五、二四法）に施行  
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七、五、二三法三九）（本則二五条、令和八、五、二二法）に、令和八、五、二三法三九（本則二五条）に施行

**（被害者等による記録の閲覧及び謄写）**  
第五案（二）（略）  
（3）（略）  
（4）（略）  
（5）（略）  
（6）（略）  
（7）（略）  
（8）（略）  
（9）（略）  
（10）（略）  
（11）（略）  
（12）（略）  
（13）（略）  
（14）（略）  
（15）（略）  
（16）（略）  
（17）（略）  
（18）（略）  
（19）（略）  
（20）（略）  
（21）（略）  
（22）（略）  
（23）（略）  
（24）（略）  
（25）（略）  
（26）（略）  
（27）（略）  
（28）（略）  
（29）（略）  
（30）（略）  
（31）（略）  
（32）（略）  
（33）（略）  
（34）（略）  
（35）（略）  
（36）（略）  
（37）（略）  
（38）（略）  
（39）（略）  
（40）（略）  
（41）（略）  
（42）（略）  
（43）（略）  
（44）（略）  
（45）（略）  
（46）（略）  
（47）（略）  
（48）（略）  
（49）（略）  
（50）（略）  
（51）（略）  
（52）（略）  
（53）（略）  
（54）（略）  
（55）（略）  
（56）（略）  
（57）（略）  
（58）（略）  
（59）（略）  
（60）（略）  
（61）（略）  
（62）（略）  
（63）（略）  
（64）（略）  
（65）（略）  
（66）（略）  
（67）（略）  
（68）（略）  
（69）（略）  
（70）（略）  
（71）（略）  
（72）（略）  
（73）（略）  
（74）（略）  
（75）（略）  
（76）（略）  
（77）（略）  
（78）（略）  
（79）（略）  
（80）（略）  
（81）（略）  
（82）（略）  
（83）（略）  
（84）（略）  
（85）（略）  
（86）（略）  
（87）（略）  
（88）（略）  
（89）（略）  
（90）（略）  
（91）（略）  
（92）（略）  
（93）（略）  
（94）（略）  
（95）（略）  
（96）（略）  
（97）（略）  
（98）（略）  
（99）（略）  
（100）（略）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同法第二百四條）を除く。この場合において、これを準用するのは、司法書士自らの警察官と、「司法書士」とあるのは「司法書士たる警察官」と読み替えるほか、同法第四百九十九條第一項中「検査官」とあるのは「警視總監若しくは道府警察本部長又は警察署長」と、政令とあるのは「国家公安委員会規則」と、同条第三項中「国庫」とあるのは「当該都道府県警察又は警署の属する都道府県」と読み替えるものとする。

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

**（押収、捜索、検証、鑑定嘱託）**  
第六案（五）警察官、第三案第二項第二号に掲げる少年に係る事件の調査をする必要があるときは、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託を行うことができる。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。  
少年法）

有効な改正前規定（刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律 更生保護法）

○刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律

- 新③ 改正により追加
- ③④ 略、改正後の④⑤
- ⑤ 第三項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第一項の申立書の送付を受けた日から二週間以内になければならない。改正後の⑥
- ⑥ 第三項の決定があった場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十条の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。改正後の⑦

令和八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五・六・一六法三〇）本則五八条（令和八・六・一五までに施行）

（裁次）

② 第六条①（略）  
 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く）、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の取決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

再審査の申請

③ 第一六二条①②（略）  
 ③ 第一六二条①②（略）  
 ③ 第一百五十七条第二項、第一百六十条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第一項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十条第一項本文及び第二項（第二号を除く）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは、「職権」と同法第五十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○更生保護法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三二条（令和九・三・三一までに施行）

（刑事施設等に收容中の者の不定期刑の終の処分）

② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象となされた者が收容されている刑事施設の長又は少年院の長に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。

- ③ 略
- ④ 改正により追加

（少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）

② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならぬ。

# ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

令和八年四月一日以降効な旧規定

## 改正法令一覧

・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一六法三） 本則（三）条（令和七・二・一〇まで）（施行）

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用上の措置等）  
第一条（一）略  
③ 事業主は、他の事業主から当該事業業の譲り第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。  
④ 略  
⑤ 略

第二条の二 略、改正後の第二条

新第三条 第一四條（改正により追加）

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用上の措置等）  
第一条（三）略  
② 第十一條第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主に係る当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。  
③ 略  
④ 略  
（改正後の第五条）

第一条の四 第二三條 略、改正後の第一六條、第一八條

（男女雇用機会均等推進者）  
第三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、  
第八條 第一條第一項、第二條第二項、第十一條第三項、第十一條第四項、第十二條及び前条、第十一條第三項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切に努めなければならない。（改正後の第九條）

有効な改正前規定（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

第四条 略、改正後の第二〇条

（苦情の自主的解決）  
第五条 事業主は、第六條、第七條、第九條、第十二條及び第十三條第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く）に関し、労働者から苦情の出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等の自主的な解決を図るよう努めなければならない。（改正後の第二二條）

（紛争の解決の促進に関する特別）  
第六條 第五條から第七條まで、第九條、第十一條及び第十條（第一五條の三）第三項において準用する場合を含む。第十一條の第一項、第十二條並びに第十三條第一項に定める事項についての労働者、事業主と間の紛争については、個別労働関係紛争の促進に関する法律（平成三十三年法律第二十号）第四條、第五條及び第六條から第十九條までの規定は適用せず、次条から第十七條までに定めるところによる。（改正後の第三二條）

（紛争の解決の援助）  
第七條 第一條（一）都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。  
② 第十一條第一項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。  
（改正後の第三三條）

（調停の委任）  
第八條（一）都道府県労働局長は、第十六條に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く）について、当該紛争の当事者以下「関係当事者」という双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要であると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六條第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。  
② 第十一條第一項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。  
（改正後の第三四條）

（訴訟手続の中止）  
第九條（一）第八條第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについては関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。  
一、二、略  
③ 略  
（改正後の第三五條）

（公表）  
第十〇條 厚生労働大臣は、第五條から第七條まで、第九條第一項から第三項まで、第十一條及び第十二條（第一五條の三）第二項、第十七條第三項及び第十八條第二項において準用する場合を含む。、第一條の第一項、第二項並びに第十三條第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告を受けた場合において、その勧告を受けた者が、改正後に従わなかったときは、その旨を公表することができる。（改正後の第三六條）

（適用除外）  
第三二條 第二章第一節 第十三條の二、同章第三節、前条、第二十九條及び第三十條の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二節第二節（第十三條の二を除く）の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法の労働関係に関する法律（昭和三十三年法律第二百五十七号）第二條第二号の職員を除く）、裁判所職員臨時措置法（昭和十六年法律第二百九十九号）の適用を受けるとする職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受けるとする国会職員及び百源隊法（昭和二十九号）第六十六号）第二條第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。（改正後の第三八條）

（令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務）  
第十一條（一）令和十八年三月三十一日までの間は、第十三條の二中並びに（二）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法（二十条）の規定による情報の公表の推進のための措置並びに、とする。

## ○労働審判法

有効な改正前規定（労働審判法）

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二法四八）  
 附則九条（令和八・五・二四までに施行）

## （証拠調べ等）

第七条①（略）  
 ② 証拠調べについては、民事訴訟の例による。

## （労働審判）

第二〇条①④（略）

⑤ 前項の規定による審判書の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第四節（第四百四条及び第四百五条から第四百十三号までを除く）の規定を準用する。

⑥⑦（略）

## （訴え提起の擬制）

第二条①②（略）

③ 第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされたときは、民事訴訟法第三十七条、第三百二十八条及び第三百五十八条の規定の適用については、第五条第二項の申立書を訴状とみなす。

## （事件の記録の閲覧等）

第二六条①（略）

② 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条の規定は、前項の記録について準用する。

## （当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第二八条の二労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「当事者」とあるのは、当事者又は参加人（労働審判法第十九条第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第一十一条の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第三百三十二条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二条の四第一項の申立てに係る事件の記録をいう。第三百三十二条の四第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同法第三百三十二条の四第一項中「若しくは、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中

「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「労働審判事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

# ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和八年四月三日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八年・五・二二法四八）（附則三条）（令和八・五・二四）で施行
- ・デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和八・六・一六法三三）（本則四八）（令和八・六・一五）で施行
- ・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二二法三九）（附則二四）（令和八・三・三三）で施行

第七〇条の七（送達に関する民事訴訟法の規定の準用）書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条及び第一百零九条の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは、「公正取引委員会の職員」と、同法第一百零二条中「裁判官」とあり、及び同法第一百零三条中「裁判所」とあるのは、「公正取引委員会」と読み替えるものとする。

## 第七〇条の八（公示送達）①（略）

② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者によつても交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。

③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

## 第七〇条の九（電子情報処理組織を使用した分通知等）公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した分通知等の規定を適用する法律（平成十四年法律第五十号）第三十九条の規定

定により書類の送達により行うこととして、この法律に規定する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七十条第一項の規定により同法第六十二条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）に備えられたファイルに記録しな

ければならない。

## 第八十一条（差止請求訴訟における書類の提出等）①（裁判所は、

第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するために必要な書類の提出を命ずることができ

る。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

② 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするための必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

③ 裁判所は、前項の場合において、第二項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて、前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であるときは、当事者等

（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

④（略）

## 第八十一条（差止請求訴訟における秘密保持命令）①（任意書類）

一 既に提出された書類が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられるべき証拠（前条第三項の規定により開示された書類を含む）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二（略）

② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

③ 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達された時から、効力を生ずる。

④（略）

## 第八十二条（秘密保持命令の取消）①（略）

② 秘密保持命令の取消しを申立てた者及び相手方に送達しなければならない。

③（略）

## 第二〇〇条（特許等の取消し等の宣告）①（略）

② 前項第一号の宣告をした判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付しなければならない。

③ 前項の規定による判決の謄本の送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許発明の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

第一〇一条（臨検・捜索・差押え等）① 委員会議員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索、差押え又は記録命令交付を仰ぐ（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）を保管する者その他の電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ）をすることができる。

②（略）

③（略）

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）



# ○不正競争防止法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二五法四八）附則六条（令和八・五・二四までに施行）
- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二五法三九）未則二二条（令和八・五・二二までに、令和九・三・三二までに施行）

## （書類）の提出等

- ① 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について証拠するな、又は当該侵害行為の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者においてはその提出を拒むことについては正当な理由があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示を求めさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めない。

## （書類）の開示等

- ③ 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合）にあつては、その代表者又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- ④ 裁判所は、前項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を得、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

## （秘密保持命令）

- ① 第一既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七章第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

を含む）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること

## （略）

- ② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなればならない。
- ③ 秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

# ○著作権法

令和八年四月二日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和八・五・二五法四八）附則六条（令和八・五・二四までに施行）
- ・民事関係手続等における情報通信技術の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（令和五・六・一四法五三）未則四〇条（令和八・五・二四までに施行）

## （裁判手続等）における複製等

- ① 著作物は、特許法（昭和三十四年法律第二十一号）その他政令で定める法律の規定による行政裁判手続であつて、電磁的記録を用いて行ひ、又は複製若しくは音声の送信を行つて行ふものための必要と認められる限度において、公衆送信（第二項）及び第四項（第二項）において、送信可能化を含む）、公衆送信（第二項）及び第四項（第二項）において、送信可能化を含む）、又は受信装置を用いて公に伝送することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様を照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

## （書類）の提出等

- ① 裁判所は、著作人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権の侵害の訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為の行為について証拠するな、又は当該侵害行為の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができ、ただし、その書類の所持者においてはその提出を拒むことについては正当な理由があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合）にあつては、その代表者又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。第十四条の六第一項において同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。
- ③ 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合）にあつては、その代表者又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く）、使用人その他の従業者をいう。第十四条の六第一項において同じ）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

## （秘密保持命令）

- ① 第一既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠（第七章第三項の規定により開示された書類又は第十三条第四項の規定により開示された書面

訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

## （略）

- ② 秘密保持命令が発せられた場合には、その決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなればならない。
- ③ 秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達があった時から、効力を生ずる。

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令）

## （秘密保持命令の取消）

## （秘密保持命令の取消）

- ① 秘密保持命令の取消の申立てについての裁判があつた場合には、その決定書をもってその申立てをした者及び相手方に送達しなればならない。

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）

## （略）